

一般(生企)第296号
平成24年9月12日

各 警 察 署 長 殿

山形県警察本部長

高齢者虐待事案への適切な対応について(通達)

高齢者虐待事案については、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号、以下「法」という。)に基づき対応してきたところであるが、下記のこと留意して、高齢者虐待事案への適切な対応に万全を期されたい。

記

第1 定義(法第2条関係)

1 高齢者の定義

「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

2 高齢者虐待の定義

「高齢者虐待」とは、家庭における養護者(親族、その他の現に高齢者を養護する者)又は施設等の職員による次に掲げる類型の虐待をいう。

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること。

(2) 養護を著しく怠ること(ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待の放置等養護を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応等、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分し、又は不当に財産上の利益を得ること。

第2 認知時における適切な対応

1 市町村への通報等(法7条関係)

高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。それ以外の場合は、速やかに、これを市町村に通報するように努めなければならないとされている。

したがって、警察安全相談、高齢者を被害者とする事案等の捜査、急訴事案や保護の取扱い等の各種警察活動に際し、高齢者虐待事案を認知した場合は、速やかに市町村へ通報すること。

(1) 通報対象となる事案

原則として、警察が認知した全ての高齢者虐待事案が対象となる。

なお、次のような場合にも、高齢者虐待事案の早期発見、早期対応及び福祉

の観点から通報対象となるので留意すること。

ア 虐待があつたことの明確な裏付けができない場合であつても、被害高齢者や関係者の申出内容等から判断して、警察が高齢者虐待が行われた可能性があると判断できる事案

イ 加害者が養護者に該当するか判明しない場合であつても、加害者が被害高齢者と同居し、又は加害者が親族である事案

ウ 認知症が疑われる高齢者から虐待を受けているとの申出があつた事案及び仮に申出が認知症に起因する被害妄想によるものであると考えられる事案

エ 配偶者からの暴力事案に該当する事案

虐待行為が配偶者から行われた場合で、被害高齢者へ身体に対する暴力がある事案については、高齢者虐待事案として市町村に通報するとともに、「配偶者からの暴力相談等対応票」を作成し、配偶者からの暴力事案としての対応も行うこと。

なお、被害高齢者から保護を求められた場合に、市町村と婦人相談所のいずれかに引き継ぐかは、被害高齢者の年齢、要望等を踏まえて、事案に応じて判断すること。

(2) 通報要領

市町村への通報は、別添1の「高齢者虐待事案通報票」により行うものとし、急を要する場合には、電話により行い、後日通報票を送付すること。

(3) 通報後の措置状況の把握

通報した事案については、市町村における措置結果を連絡するよう依頼しておくこと。なお、通報後1か月を経過しても市町村から措置結果の連絡がないときには、警察から市町村に対して状況を確認すること。

2 組織による的確な対応の徹底

(1) 組織的な対応

高齢者虐待事案を認知した場合は、「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応について」(平成24年3月9日付け一般(生企・広相・刑企・捜一)第58号)に基づく対応と同様に、警察署長への速やかな報告、刑事事件化、保護対策、被害者支援等の処理方針及び処理体制を決定するなど、組織的な対応を速やかに講ずること。

(2) 被害高齢者の安全確保

市町村等関係機関と連携して、施設に入所させるなど、被害高齢者の安全を確保するとともに、特に被害高齢者に対する身体的暴力等の有無については、警察官による視認等で確実に確認すること。

(3) 繙続的な対応

被害高齢者が施設等への入所を拒否するなどして、虐待行為者との同居が継続するような場合は、必要に応じて家庭訪問や電話連絡するなどして、その後の状況を継続的に把握すること。

第3 警察署長に対する援助依頼への対応(法第12条関係)

1 制度の趣旨

市町村長は、高齢者の居所又は住所への立入調査に際し、必要があると認めるときは、警察署長の援助を求めることができることが規定されている。警察署長の行う援助とは、市町村長による職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察が、警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に

基づいて行う措置である。

したがって、警察官は、市町村長の権限行使の補助者ではなく、調査業務そのものの補助を行うことは適当でない。

2 援助の手続き

援助に当たっては、緊急の場合を除き、市町村長から別添2の「高齢者虐待事案に係る援助依頼書」の提出を求めた上で、事案に応じた適切な援助に努めること。

事前協議の窓口は、生活安全課において行うこととするが、実際の援助を行う要員については、必要に応じて他部門にも協力を求めること。

3 援助の要件

警察が援助を行うこととされているのは、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認められるときであるので、援助の依頼があった場合には、市町村が行う事実確認のための措置等の状況を確認し、その内容によって援助を行うか否かを判断すること。

なお、援助依頼を受理したが、援助を行わないものとした場合には、その理由や経緯等を記録しておくこと。

第4 その他の留意事項

1 関係部門間の連携

高齢者虐待事案への対応に当たっては、生活安全部門、刑事部門、地域部門、被害者対策担当部門等関係部門間で連携を密にすること。

2 関係機関等との連携

市町村を始め、民生委員等関係機関・団体等との連携を強化し、被害高齢者の立場に立った的確な措置が講じられるようにすること。

なお、関係機関等を構成員とする「高齢者虐待防止ネットワーク」等には、積極的に参加し、高齢者虐待事案等の情報収集に努めること。

3 指導、教養の徹底

警察における高齢者虐待事案へ適切に対応するため、朝礼や定例会議等あらゆる機会を活用して警察職員に広く指導、教養を行うこと。

4 警察本部への報告

当該事案を認知した場合は、生活安全企画課に漏れなく報告するとともに、その後の処理経過についても報告すること。

なお、市町村から相談を受けるなどして、当該事案を認知した事案においても、同様に報告すること。

[担当]

生活安全企画課

子ども・女性安全対策室

別添1

		第 号
高齢者虐待事案通報票		
○ ○ 市(町、村)長 殿		年 月 日
警察署長 <input type="checkbox"/> 印		
次のとおり高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見したので、通報します。		
発見年月日		年 月 日
発見の経緯		
高 齢 者	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 · <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日 生 (年)
	住 所	
	電 話	() - 番
	職 業 等	
養 護 者	(ふりがな) 氏 名	
	生年月日	年 月 日 生 (年)
	住 所	<input type="checkbox"/> 高齢者と同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
	電 話	() - 番
	職 業 等	
等	高齢者との 関 係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他親族 () <input type="checkbox"/> その他 ()
	虐待の状況	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい怠り <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
参考事項		
担当者・連絡先		警察署 課 電話 () - 番 内線

別添2

		第 号		
		高齢者虐待事案に係る援助依頼書 年 月 日		
○ ○ 警察署長 殿		○ ○ 市(町、村)長 <input type="checkbox"/> 印		
高齢者虐待の防止、高齢者の養護に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。				
依頼事項	日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分		
	場 所			
	援 助 方 法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他()		
	高 齢 者 (ふりがな) 氏 名			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	生 年 月 日	年 月 日 生 (歳)		
養 護 者	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他()		
	電 話	() - 番		
	職 業 等			
	養 護 者 (ふりがな) 氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日 生 (歳)		
等	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他()		
	電 話	() - 番		
	職 業 等			
	高齢者との関係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他親族() <input type="checkbox"/> その他()		
	行 為 類 型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい怠り <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待		
虐待の状況				
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由				
警察の援助を必要とする理由				
担当者・連絡先	所属・役職		氏名	
	電話(携帯電話)	- - -	番 番 内線	